

令和6年 第2回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和6年2月1日（木）午前9時30分

場 所：教育委員会室

令和6年2月1日

## 東京都教育委員会第2回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

##### 第6号議案

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定について

##### 第7号議案

東京都教育庁出張所設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

##### 第8号議案

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について

##### 第9号議案

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について

##### 第10号議案

東京都公立学校情報機器整備基金条例の立案依頼について

##### 第11号議案から第14号議案まで

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

#### 2 報 告 事 項

(1) 令和6年度教育庁所管事業予算・職員定数等について

(2) 「東京都教育ビジョン（第5次）（案）」について

(3) 「東京都学校教育情報化推進計画（案）」について

(4) 教員確保策の充実について

(5) 「都立新国際高校（仮称）開校に向けた専門家会議」議論のとりまとめについて

(6) 都立学校における自転車通学時のヘルメットの着用について

(7) 第12期東京都生涯学習課審議会建議について

～地域・社会とともにある都立学校を目指して～都立学校公開講座の在り方を  
中心に～

(8) 東京都公立学校職員等の懲戒処分について

教 育 長	浜 佳 葉 子
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人
委 員	宮 原 京 子
委 員	高 橋 純 (オンライン)
委 員	萩 原 智 子

事務局（説明員）

教育長（再掲）	浜 佳 葉 子
次長	田 中 愛 子
教育監	藤 井 大 輔
総務部長	山 田 則 人
地域教育支援部長	岩 野 恵 子
指導部長	小 寺 康 裕
人事部長	吉 村 美 貴 子
教育政策担当部長	秋 田 一 樹
企画調整担当部長	篠 祐 次
高校改革推進担当部長	猪 倉 雅 生
(書 記) 総務部教育政策課長	小 川 謙 二

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和6年第2回定例会を開会します。

本日、高橋委員はオンラインで御出席されます。

本日は、東京新聞ほか3社からの取材と、3名の傍聴の申込みがありました。また、東京新聞ほか3社から、冒頭のカメラ撮影の申込みがありました。許可してもよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、許可します。入室してください。

### 日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処します。

なお、拍手等により可否を表明することや、入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となります。

### 議事録署名人

【教育長】 議事録について申し上げます。本日の議事録の署名人は、宮原委員にお願いします。

### 前々回の議事録

【教育長】 12月14日の令和5年第20回定例会議事録につきましては、既に御覧いただいたと思いますので、よろしければ御承認を頂きたいと思います。よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、12月14日の令和5年第20回定例会議事録につきましては承認頂きました。

1月11日の令和6年第1回定例会議事録につきましては、お配りしていますので、御覧いただきまして、次回の定例会で御承認を頂きたいと思っております。

次に、非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第11号議案から第14号議案まで及び報告事項（8）につきましては、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取り計らいます。

## 報 告

### （1）令和6年度教育庁所管事業予算・職員定数等について

【教育長】 それでは、報告事項（1）「令和6年度教育庁所管事業予算・職員定数等について」の説明を、教育政策担当部長、お願いします。

【教育政策担当部長】 それでは、報告事項（1）について御説明させていただきます。

予算案につきましては、1月26日に令和6年度東京都全体の予算案の方が公表されまして、本日はそのうちの教育庁所管分について、説明させていただきます。11月に要求状況で概要を説明していますので、変更点を中心に説明させていただきます。

資料の方は、上段に歳入歳出予算の記載がありますがけれども、予算額全体で申し上げますと1兆94億1,300万円で、対前年度比は1,129億2,900万円の増、率にして12.6%増となっています。

内訳については、給与関係費が約8割を占めていますけれども、こちらは7,637億5,300万円で7.3%の増です。

事業費につきましては、前年度比で608億5,700万円の増で、32.9%増となっています。

資料下段は教職員の定数ですがけれども、計の欄にありますように、全体としまして令和6年度は6万8,274人ということです。主な事項は内容のところに例を記載していますとおり、例えば中学校に東京型不登校特例校として、「チャレンジクラス」と

呼んでいますけれども、校内分教室を設置するという事などによりまして、前年度比で合計784人の増という形になっています。

資料の一番下に、教育庁事務局の定数も載っていますけれども、こちら45人の増で786人ということになっています。こちらの組織設置に関する規則改正等がありますので、後ほど別件で御説明をさせていただきます。

資料2ページに参ります。このページから、主に新規・拡充事業をまとめていますが、11月時点から変更になった事項について説明をさせていただきます。

こちら、今も御覧いただいているページは「子供を伸ばす」というテーマですが、真ん中⑧番のところにあります、小・中学校等で使っている国の方のGIGA端末について、国の方の補助スキームに基づきまして、小・中学校の一人1台端末を計画的に更新していくこととしています。

また、あわせて⑨のところで、そういった端末等を含めてデジタルの活用を前提としまして、これからの授業の在り方等について調査・研究を行って普及・啓発していくということを予定しています。

続いて、資料3ページです。こちらのページは、「子供を支える」というテーマですが、こちら一番下のところ、⑧番にありますが、インクルーシブな教育環境の整備ということで、これまでも発達障害等で支援員の配置等をしてきたわけですが、そちらの対応範囲を拡大しまして、小・中学校で日常生活上の介助等を行いますインクルーシブ教育支援員という形で配置の支援をしてまいりたいと考えています。

続いて、4ページです。こちらは「教員を支える」ですが、一番上の①番です。幾つかの外部人材を書いていますけれども、「エデュケーション・アシスタント」と呼んでいます小学校の担任を補佐する方、このエデュケーション・アシスタントにつきまして規模拡大をしまして、全ての小学校に配置をしていきたいと考えています。

続いて、資料5ページです。その他のところにある、③番の授業料の実質無償化というところです。都立高校等におきまして、授業料の無償化につきましては、現在、所得制限等があるということですが、こちらの所得制限を撤廃して実質無償化

をしていくことにしています。

④番の給食費ですが、こちらは報道等に出ているところですがけれども、都内区市町村が小・中学校の給食費の保護者負担分の軽減を行う場合に、その一部を都でも支援していきます。あわせて、直轄しています都立学校については、給食費について都が負担していくということを予定しています。

その他、資料の6ページ以降につきましては主な新規・継続事業、これは現在の東京都教育ビジョンの体系に沿って少し細かく事業ごとに書かせていただいています。表示で「新規」と書いていますけれども、こういったところの詳細を記載しているところですので、後ほど御覧いただければと思います。

以上で、予算案等の概要についての説明を終わらせていただきます。よろしく願いします。

**【教育長】** ただいまの説明に対して、何か御質問・御意見ありましたら、御発言をお願いします。

北村委員、お願いします。

**【北村委員】** どうもありがとうございます。かなり今回、増額されたかなと思ひまして、その意味では都が教育を大事にしようとしていることが非常に伝わってくる予算になっているのではないかと心強く思っていますし、その中で様々に取組がありますけれども、例えば先ほどあった給食の話とか、できるだけみんなが安心して学校に通えるような体制作りというのが、これで進んでいくということがやはり大事なことだなと思いますので、基本的な予算の編成そのものについては非常にいいのではないかと個人的には感じています。

こういった予算に関して、どういう評価をされているのか。効果的に予算が使われているのかどうかという、その評価について簡単に、今どのようにされているのかだけお話しただけでないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

**【教育政策担当部長】** ありがとうございます。予算案につきましては、冒頭に申し上げたとおり、東京都全体で見ても、今、子供施策について都で力を入れていくということで、かなり金額的にも割合的にも高くなっております。我々としては、これを機にというわけではありませんけれども、今までやりたかったこととか少し足りて



いなかったところをやれているのかなと思っています。現場の実態等を踏まえて、まだ足りないところや、やるべきことはあると思っていますので、引き続きこのまま進めていきたいなと思っていますところです。

【北村委員】 是非、適宜、やはり大切なお金ですので、その使われ方もきちんとチェックしながら、でも基本的な方向性は本当によい方向に向かっているのではないかなと個人的には感じていますので、引き続きよろしくをお願いします。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 御説明ありがとうございます。北村委員もおっしゃいましたけれども、大変拡充をされた予算で、子供たちのためにとということで、よく分かりました。

二つほど質問、確認をさせていただきたいのですが、一つはチャレンジクラス（東京型不登校特例校）の設置を今回、経費として新たに予算化されていらっしゃるんですが、どのくらいの規模で検討されているかということを中心に御説明いただきたいのと、「教員を支える」について、基本的にはサポートするスタッフ、支援をする方を拡充して、しっかり先生方、教師が授業にフォーカスできるようにということで取り組まれていると思いますが、この全体が今後先生方の働き方改革にどのように資すると思っておられるのかという、この二つについて教えてください。

【教育長】 まず、チャレンジクラスについて、指導部長からお願いします。

【指導部長】 不登校に係るチャレンジクラスですが、これはいわゆる学校の中の別室に教員を配置して、東京型の特例校的な取組として行うことを考えていまして、規模としましては中学校10校、学年が3学年あれば掛ける3学級ですので、30学級に各教科等の教員を配置していきたいと考えているところです。

以上です。

【教育長】 よろしいですか。

【宮原委員】 はい。

【教育長】 では、続きまして、サポートスタッフについては、人事部長、お願いします。

【人事部長】 今回、教員を支えるこの予算につきましては、特に外部人材の活用、

特に先ほどもありましたエデュケーション・アシスタントについて全小学校に非常に大きく拡大をしました。こういうことによって、担任自体の負担をかなり軽減できるかなと思っています。

また、あわせて下の指導力向上にあります。教科担任制も、あと5年で12学級以上の全部の学校で行うというような方向性が明らかになりましたので、そういう意味では高学年は教科担任制という形で加配をして教員の負担を軽減する、下の低学年はそうやって外部人材を入れて負担を軽減するなど、学年ごとの特徴に合わせた負担軽減策というのはしっかり取り組まなければならないと思っています。

**【宮原委員】** ありがとうございます。何度か私、この場でも指摘をしているのですけれども、サポートが必要だというのは重々よく分かりますので、それに対して予算化できたというのは大変すばらしいなと思います。

一方で、人がいますと仕事が増えるということが通常起こってきまして、結果的にあまり業務が全体的に効率化されない、あるいはむしろ何かいろいろな仕事が増えてしまうということにならないようにだけしっかりと、どのようなサポートをしてもらって、その分、教員がどういうところの負担軽減がされて、より授業にフォーカスができる、生徒・児童にフォーカスできるようになるのだということは、しっかりコミュニケーションされるということをお願いしたいと思います。

**【教育長】** ありがとうございます。人事部長、補足はありますか。

**【人事部長】** 1点だけ補足させてください。この教員を支える3ページ目、その外部人材の活用の③というところに、「外部コンサルタントを活用し、学校業務の精査・改善等を伴走型で支援」というもの、正に御提案いただいたような形で、コンサルタントを入れて現場の状況をしっかりと把握して行って、それを更に改善につなげていきたいというような意味でも、今回予算を付けていただきました。日頃からいろいろなアドバイスを頂いたおかげだと考えています。ありがとうございます。

**【教育長】** このスクール・サポート・スタッフ、エデュケーション・アシスタントについては、学校側からも負担感が減ったとか、あるいは残業時間が減ったとかいう、実感しているという声も頂いていますので、うまくいっている例をまだ取り組んでいないところにも紹介して広めていきたいと思っています。

ほかはいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 秋山です。

この予算の内容のところを毎年見ているのですけれども、この内容は今の課題を的確に表しているのではないかなと思います。ですので、これをひも解いていくと、前はこういう課題があり、今は解決しているなどわかるのではないかなと思いますので、機会があれば、私自身、ひも解きたいと思っています。

【教育長】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

萩原委員、お願いします。

【萩原委員】 子供の不登校への支援充実というところにも、たくさんの予算を付けてくださって本当にありがたいなと思っています、私の周りにもたくさん不登校の子が見えますので。ただ、その中で、「学校を巡回して不登校対応に関する支援を行う教員を配置」と書かれているのですが、その教員がずっと同じ人がいいのか、それとも回っていくのがいいのかというところはすごく大きな問題で、合う合わないですとか、子供たちによってはそういった配慮も必要になってくる可能性はあるので、その辺は考えていらっしゃるのかなと。今から事業が現場で動いていくとは思いますが、そこをしっかりと把握できる方というのもまた必要なのかなとは思いました。お願いします。

【教育長】 では、指導部長、お願いします。

【指導部長】 御質問、ありがとうございます。不登校に係る巡回教員でございます。どのぐらいの期間ということですが、まず基本は1年間ということ前提にしています。その上で個々の状況を判断しながら継続等もあります。と申しますのは、最終的に全都的に、全ての教員が不登校を含め、様々な子供への支援が丁寧に行えるような形で進めるためには、特定の教員ということもありますが、多くの教員がそういう経験をすることで、私どもとしてしっかり研修や支援をさせていただいて、順番にということですか、育成していくことも大事なかと。今のところ、そのような方向で考えています。

以上です。

【教育長】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

ほかには御発言ありませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。

## 議 案

### 第6号議案

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定について

【教育長】 続きまして、第6号議案「東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、引き続き教育政策担当部長、お願いします。

【教育政策担当部長】 それでは、引き続き、第6号議案について説明をさせていただきます。東京都教育庁処務規則の改正です。

こちらは、先ほどの定数の説明のところでも申し上げましたが、事務局の組織に係る変更ということで、事務的な手続です。

改めまして、この処務規則ですけれども、こちらは地方教育行政の組織及び運営に関する法律というところに基づきまして東京都教育委員会の事務局の組織について規定しています。このたび、新たにデジタル推進課という課を設置することになりましたので、所要の改正を行いたいと考えています。

改正内容ですけれども、教育庁総務部の中にデジタル推進課という課を新たに設置しまして、その分掌事項を規定していくということです。

現在、教育DX、デジタル関連施策の推進につきましては、総務部教育政策課の中に企画調整担当ということでラインを設けまして所管しているところですが、こちらを取り出してといいますか、新たに課として設置して、教育のDXを更に推進していきたいと考えているところです。

改正内容は以上ですけれども、施行期日については4月1日を予定しています。詳細の規則の本文等は、この以下についていますので御覧いただければと思います。

説明は以上です。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見ありましたら、御発言をお願いします。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 ありがとうございます。時代の流れの中で、こういった部署を新たに作るということのは非常に大事なことだと思うのですが、今、教育庁の中でデジタルサイエンスの専門家、デジタルサイエンティストというような名称である必要はないのですが、そういったきちんとしたバックグラウンドを持っている職員の方というのはどのぐらいいらっしゃるのか。こういう課を作る中で、今後、増やしたりしていく見通しがあるのかですね。

様々なデータを教育分野で集めていますけれども、やはりデータ間のひも付けがきちんとできてなかったりとか、これは高橋委員の方が専門になれるかなとは思っていますが、データの活用というのが十分に必ずしもできてないのではないかなというのは感じていますので、せっかくこういった課を作っていくのであれば、やはり人材の配置をしっかりとしていきたいなと思うので、お伺いしたいなと。

【教育長】 事務局、お願いします。

【教育政策担当部長】 ありがとうございます。御指摘いただいた、いわゆるそういった教育データを統計処理していくという専門家のようなもので専門の職員として抱えているということは、正直、今現在はありません。行政系の職員と、都庁全体でICTの専門職というのがいまして、そちらを一部配置しているというところです。ただ、今後、デジタルデータが集まってきて、それをどうやって活用していくかというところについて、統計的な考え方とかいろいろ必要になってくると思いますので、外部人材等も含めてですけれども、そういったことは検討していかなければいけないのかなとは思っているところです。ありがとうございました。

【教育長】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

企画調整担当部長、お願いします。

【企画調整担当部長】 補足です。今お話がありましたけれども、ICT職という

のを我々のラインに配置してしまして、それは都庁全体でデジタルサービス局というところがありまして、こちらでICT職の人事を全部やっているのですが、今後、こちらの局の方と連携しながら、よりよい人材を配置してもらえようようにしていきたいと思えます。

【北村委員】 お願いします。

【教育長】 高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 ありがとうございます。私も、コメントですが、デジタルの推進が中心的に行われる部署ができるということをお大変期待していますし、心強く思っています。

各部署、いろいろデジタル化は図っていると思うのですが、やはり総合的・統合的にデジタル化を図っていかないと、先生方の働き方の改革や気持ちよく働くということにはつながらないと思えますので、ばらばらとデジタル化するのではなくて、全体を見ながらやったださる課ができたということをお大変ありがたく思っています。

デジタルサイエンティストというもう少し上の重要な役も僕はあるとは思いますが、先生方のコミュニケーションを最大化していくとか、先生とか学校と保護者のコミュニケーション、子供同士のコミュニケーションがスムーズに進むようなデジタル化ということも、まず足元として見ていただきたいなと思っています。

能登の地震のときは、先ほども少し予算の項目にありましたけれども、学校と保護者との連絡の手段が安否確認等で非常に役立ったということをおたくさん伺っていますので、そういった意味でも災害に向けても、こういったコミュニケーションの充実であるとかデジタル化の推進というのを図っていただきたいなと思っています。

私からは以上です。

【教育長】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

ほかに御発言ありませんようでしたら、本件につきまして原案のとおり決定してよろしいでしょうか。―― 〈異議なし〉 ――では、本件につきましては原案のとおり御承認を頂きました。

## 報 告

(2) 「東京都教育ビジョン（第5次）（案）」について

【教育長】 続きまして、報告事項（2）「「東京都教育ビジョン（第5次）（案）」について」の説明を、引き続き教育政策担当部長、お願いします。

【教育政策担当部長】 それでは、報告事項（2）について説明させていただきます。東京都教育ビジョン（第5次）の案です。

こちらの検討に当たりましては、これまで外部有識者や、区市町村の教育長や校長等で構成される検討委員会を設置して検討を進めてきました。子供たちからも、この過程で様々な声を聴取するなどしている状況です。このたび案がまとまりましたので、報告させていただきます。

本体はかなりのボリュームがありますので、概要をまとめた資料で説明いたします。

改めまして、教育ビジョンの位置付け、資料左上ですけれども、こちらは言うまでもないところですが、教育基本法に基づきまして作っています。国の方では令和5年6月に第4期の教育振興基本計画といったものを作っており、こちらを参酌しながら都として取り組むべき基本的な方針を示すという形です。計画期間は、来年度から5年間を予定しています。また、令和3年3月には都知事が東京都教育施策大綱を策定していますので、こちらと方針等を共有していくという意図もあります。

策定の背景につきましては、資料右上にあります。こちらを御覧いただければと思います。

左下、こちらは「未来の東京」に生きる子供の姿等ですけれども、こちらは基本的には、先ほど申し上げました教育施策大綱、こちらと共通化していくということにしまして、目指す教育としまして「誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育」ということを掲げているところです。

第5次ビジョンの特徴を右下のところに少し書かせていただいていますけれども、構成としては三つの柱を作っています、「自ら未来を切り拓く力の育成」等々3点掲げているところです。

それから、基本的な方針を12設定しているのですけれども、今回、特に強化したところで申し上げますと、教育のインクルージョンの関係、また困難を抱える子供へのサポート、いわゆる支援系の施策の充実等を掲げているところです。

また、最後に、施策そのものではないのですけれども、こういったビジョン、計画物を作っただけで終わりにしないで、特に子供たち、あるいは教育関係者、教職員、保護者等々を含めまして、手に取って読んでいただけたらとか、それを使って何か先に進んでいけるような使いやすいビジョンということで作っていきなと考えているところです。

資料の方の2枚目、全体の体系、非常に細かくて恐縮ですけれども、先ほど申し上げました体系というのは、このような整理をしまして、左に3本の柱がありまして、基本的な方針を12、施策展開の方向性を30掲げているというところです。

幾つか御紹介をさせていただきますと、例えば施策展開の方向性③、先ほども少し話題になりましたがデジタルトランスフォーメーション時代を生き抜く人材の育成ということで、スマート・スクール・プロジェクトの推進を掲げています。この中では、都立学校専用の生成AIの整備をしていくということであるとか、教育ダッシュボードを活用してエビデンスベースの指導展開をしていくというような方向を示しています。

続いて、施策展開の方向性⑯では、様々な困難を抱える児童・生徒への支援の充実ということで、こちらも少し予算案で先ほど出ましたが、東京型不登校特例校「チャレンジクラス」の設置、あるいは子供たちの身体面・心理面・社会面からのアセスメントを充実していくというような方向を示しています。

続いて、施策展開の方向性⑳、こちらは教員が心身ともに健康に、やりがいを感じながら、職務に取り組める環境の整備ということで、働き方改革の推進に向けた実行プログラムの実施のことですとか、先ほども出ましたスクール・サポート・スタッフ等、様々な外部人材を活用していくこと、また併せて部活動の地域連携・地域移行を推進していくことなどを考えています。

今日は時間の関係もありまして、紹介するのは以上とさせていただきますが、全体、このような形で、先ほどの30の施策展開の方向性を示しているという形です。



資料の方は画面の方に戻りまして、2枚目の一番下に今後のスケジュール等をお示ししていますけれども、本日は案という形で報告させていただいていますが、この後、こちらを公表しましてパブリックコメントを実施したいと考えています。

この後、都議会等もありますけれども、そういった様々な御意見を経まして、最終案を検討した上で、3月末の教育委員会で正式に決定させていただいて公表していきたいと考えています。

これに基づいて来年度以降、先ほど申し上げたとおり、実際に現場でこれを使っていけるような形で展開を考えていきたいと思っていますところでは。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

**【教育長】** ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見ありましたら、御発言をお願いします。

宮原委員、お願いします。

**【宮原委員】** 御説明ありがとうございました。全体的には非常に網羅をしていて、先ほどお伺いしました予算とも関連付けられるような項目がたくさんありまして分かりやすかったと思います。

最後におっしゃっていましたが現場で使えるような形で展開していくということですが、具体的にどのような使われ方を現場でやってほしいということ、幾つかもし想定しているものがありましたら、教えてください。

**【教育政策担当部長】** ありがとうございます。具体的にはまだ確定しているわけではありませんけれども、この形でビジョンを策定して世の中に出していきますが、なかなかボリュームもありますし、用語等も行政的な説明をしているので、一つは子供向けとか、あるいは一般の人が読んで分かるような概要版とか、そういったものを、来年度になってしまうかもしれませんが作っていきながら、あと現場で単にこれを説明してくれということではなくて、これを見て子供たち自身が将来こうなってほしいとか、今こうしてほしいだとかということの議論ができる材料になるような形で展開をして、どういう形で学校に実施等をしていくかというのはまだ決まっていらないのですけれども、これを基に子供たちが議論していくというようなことができればいいかなと思っていますところでは。

【宮原委員】 ありがとうございます。特に子供たちが主役で議論できるようにするというのは非常に重要なポイントだと思いますので、是非、子供たちがこれを見て、自分たちはもっとこういう学びをしたいということについて積極的にお話をしていただけのような形での何か展開の仕方というのをお考えいただければと思います。ありがとうございます。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 秋山です。たくさんのビジョン、計画を立てていただいて網羅していると思います。また、この中に、これまで教育委員会で議論してきたことや、それから総合教育会議で話し合ったところが含まれているのが本当にうれしく、ありがとうございます。

それで、このデジタルフォーメーションのところに働き方改革とありますが、昨日、教育委員表彰がありました。若手の方が毎年表彰されていますが、残念ながら若手がどのようなことをしたかというのは具体的に分からないので、そういういいことをフォーメーション、DXに上げて、みんなで閲覧できるようにしていただけるといいと思います。

それから、施策展開の方向性⑱になりますが、身体・心理・社会面をこのようにアセスメントの充実で取り上げていただいたのはありがとうございます。ここでは様々な困難を抱える児童・生徒ですが、実はこれは全ての子供たち、全ての大人に当てはまると思いますので、これをきっかけにみんながこの視点でウェルビーイングを考えていけるようにしていただけるといいと思います。

それから、福祉・医療等の関係機関との連携強化で、産婦人科との連携に取り組んでいただけて今も進んでいると思います。プレコンセプションケアといって、福祉も保健も今取り組んでいますので、その文言もどこかに入れていただけて、地域の関係機関と一緒にやっていると示していただけるといいと思います。

それから、スクールソーシャルワーカーが配置されてきていますが、スクールカウンセラーの相談件数とか活躍は目に見えるようになってきました。これからは、スクールソーシャルワーカーもどのように活躍しているかというのも、表していけるよう

にさせていただけるといいと思います。

以上です。

【教育政策担当部長】 ありがとうございます。若手教員の取組等を見えるようにして共有していくということは確かにそうで、働き方改革などは若い人の方がいろいろ御意見もあるし、取組もしているのだろうと思いますので、いい取組を表に出して他校でも取り組めるようにしていきたいと思います。

あわせて、ソーシャルワーカーも同じですので、取組事例とか、好事例も実際あると聞いているので、それを展開していければなと思っています。

福祉との連携についての記述については、また実態を踏まえて最終案に向けて検討させていただきます。ありがとうございました。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

萩原委員、お願いします。

【萩原委員】 私自身、初めて教育ビジョンを見せていただいているのですけれども、今までの第4次ものを拝見していてアップデートしていくのだなというところと、点検評価をしっかりときめ細かくやられて第5次に活かしていらっしゃると思うのですけれども、このこれからの5年間というものに関して、現場の子供たちの活発な議論のようなことをおっしゃっていたので、5年間経験した子供たちの評価というものも5年後に行うと面白いのかなというのはすごく思っていて、それが5次から6次につながっていく大事な現場の意見になると思いますので、そういったところも考えていただけたらと思います。お願いします。

【教育長】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

ほかに御発言ありませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。ありがとうございます。

## 議 案

第7号議案

東京都教育庁出張所設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

第 8 号議案 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について

第 9 号議案

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について

【教育長】 それでは、続きまして、第 7 号議案「東京都教育庁出張所設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ですが、第 8 号議案「東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について」及び第 9 号議案「学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について」と関連する内容のため、一括で説明をお願いします。

それでは、総務部長、お願いします。

【総務部長】 では、御説明をさせていただきます。先ほどの三つの議案をまとめて御説明させていただきます。

まず、第 7 号議案「東京都教育庁出張所設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」です。

資料を御覧ください。1 改正内容に記載のとおり、都教育委員会では、本規則に基づきまして、大島、三宅、八丈の各島に教育庁出張所を設置していきまして、各出張所管内の教育に関する事務についての指導・助言、小・中学校の教育職員の人事・給与、教職員住宅の維持管理等を行っています。

他方、小笠原村につきましては出張所を設置しておらず、小笠原村教育委員会と都教育庁が、その事務を実施しているところであります。

しかしながら、近年の教育をめぐる動きの複雑化・多様化、D X 化の進展等によりまして、小笠原村教育委員会の業務負担が増加していますことから、新たに出張所を設置し、小笠原村の教育体制の充実・強化を図ることを目的として、関係規定の整備を図るものです。

第 7 号議案の規則改正におきましては、新たに小笠原出張所の規定を加えまして位置を定めます。位置につきましては、他の出張所と同様になりますけれども、父島に

所在する小笠原支庁内に置くこととします。施行期日は、令和6年4月1日です。

次に、第8号議案です。第9号議案も同様の内容ですので、第8号議案の資料で御説明をさせていただきます。

東京都職員が小笠原に所在する都の機関に勤務する場合におきましては、小笠原業務手当という特殊勤務手当が支給されています。都の教育委員会職員に対しましては東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例、学校職員に対しましては学校職員の特殊勤務手当に関する条例によりまして、それぞれこの手当が支給されているところです。

今般、小笠原出張所の設置に伴いまして、この出張所に行政系職員及び教員系職員を配置する予定です。このため、これらの職員に対しても小笠原業務手当が支給されますよう、各条例に出張所の規定を加えるものです。施行期日は、いずれも令和6年4月1日を予定しています。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見ありましたら、御発言をお願いします。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 どうもありがとうございます。こういった形で学校並びに島での教育の支援を充実させていく体制作りというのは非常に重要なことかと思っておりますので、今回のこういった出張所の設置というのは大事なことはないかなと理解しています。

その中で一つ。今まで大島、三宅、八丈に出張所があったわけですけれども、この三つの出張所間でこれまでどういう連携をしてきて、そもそも連携があるのかというところもあるかもしれませんが、同じような様々な問題を同じように抱えているところがあるかと思っておりますので、出張所間での連携というのは今までできていないかなと思うのですけれども、今後、小笠原が加わることで更なる連携を期待したいのですが、それがどのように、都の方から、そちらに対する支援も含めて連携を促すようなことのお考えがあるのか。なければ、今後、出張所間の連携ということを検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【総務部長】 ありがとうございます。

まず、小笠原を除くと各島には8町村ありますけれども、それぞれに教育委員会がありまして、都で支庁を置いているのと同じように3町村にそれぞれ出張所を置いていました。都の機関である出張所が直接、各島の教育委員会を束ねて指導等を行っていくということの意味では、根っこが東京都なものですから、それは連携をしていたということになるかと思えます。ただ、小笠原村につきましては、出張所が設置されていなかったため、直接、都の職員が小笠原村に入ってやっているという状況でした。今回、小笠原に出張所を設置するという事で、指導する根っこは東京都教育委員会ということで同じになります。それは押しなべて連携を取りながら指導等をしていくという状況になると思えますので、小笠原にもいいことなのかなと思っています。

【北村委員】 よく分かりました。ありがとうございます。

【教育長】 指導部長、お願いします。

【指導部長】 補足をさせていただきます。主に教員系職員が指導内容等を共有するという、島しょ関係の指導主事連絡会というのがありまして、全体の指導主事の連絡会に加えて島しょ地区は日常的な連携ができるような体制を取っており、私ども指導部を通して様々な形でオンライン等でつながっています。したがって小笠原についても、今後引き続き、そのメンバーに入っただいて、情報共有等をさせていただくことを考えています。

以上です。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ほかに御発言ありませんようでしたら、本件につきましては原案のとおり決定してよろしいでしょうか。――〈異議なし〉――では、本件につきましては原案のとおり御承認を頂きました。

## 第10号議案

東京都公立学校情報機器整備基金条例の立案依頼について

【教育長】 次に、第10号議案「東京都公立学校情報機器整備基金条例の立案依頼

について」の説明を、企画調整担当部長、お願いします。

【企画調整担当部長】 よろしく申し上げます。

ただいまお話がありました東京都公立学校情報機器整備基金条例の立案依頼です。

この条例は、義務教育段階の公立小・中学校などにおける一人1台端末等の整備を推進するために、今回、基金を設置しまして、区市町村の支援をするものです。

条例立案の背景です。国は、令和5年度補正予算で、児童・生徒一人1台端末などの整備に係る自治体への補助を予算計上してしまして、その補助要件としまして、都道府県が基金を造成しまして区市町村と連携して共同調達を行うことを求めています。

条例案の概要ですが、公立学校における一人1台端末や入出力支援装置などの情報機器の整備を推進することを目的としてしまして、対象は都立又は区市町村立の小・中学校、義務教育学校、高校、中等教育学校及び幼稚部を除く特別支援学校としています。

一人1台端末の更新は、義務教育段階の小・中学校を対象とする一方、障害のある児童・生徒に対応した入出力支援装置につきましては、高校段階も対象となります。期間は、令和11年3月31日までとしています。

今後の予定ですけれども、国から補助を受けまして基金を積み立てる経費を令和5年度最終補正予算として110億円計上する予定です。また、協議会を設置しまして、都と区市町村で端末の仕様やスキームを早期に調整しまして、端末更新が円滑に進むよう調達を進めてまいります。

次のページには、具体的な条例案を掲載しています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

【教育長】 少し補足をしますと、国はGIGAスクール構想に基づいて一人1台端末の整備を支援していて、今、更新時期が来ていますので、その更新の予算については、この基金という形で国が区市町村を支援する、そこに都道府県が間に入って調整をするという仕組みに今度なったということです。

では、ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見ありましらお願いします。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 どうもありがとうございます。必要な基金だと思うのですが、

確認だけです。

最後のページで、「金融機関への預金その他確実かつ有利な方法」ということで、損失が出ることはありませんということを前提としての基金の造成だと理解しているのですけれども、それでよろしいでしょうか。

【企画調整担当部長】 さようです。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

失礼しました。高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 ありがとうございます。この基金を造成するというので、これを実際に都で作るということは非常に手間が掛かることだとは思いますが、こうやって基金によってG I G A端末が整備されることによって、見通しを持って充実したI C T環境が整備できるものと考えています。東京においても、小さい自治体においては、どのようなものを整備したらいいのかというのを分からないところがあると思いますので、是非、東京都教育委員会がリードして、充実したI C T環境の整備に取り組んでいただきたいなと思います。

私からは以上です。

【教育長】 ありがとうございます。

調整に当たっては、東京都のデジタルサービス局、それからG o v T e c h東京と連携してやっていくこととしています。

ほかはいかがでしょうか。

ほかは特にありませんようでしたら、本件につきまして原案のとおり決定してよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、本件につきましては原案のとおり御承認を頂きました。

## 報 告

(3) 「東京都学校教育情報化推進計画(案)」について

【教育長】 次に、報告事項(3)「東京都学校教育情報化推進計画(案)」に



ついて」の説明を、引き続き企画調整担当部長、お願いします。

【企画調整担当部長】 それでは、続きまして、「東京都学校教育情報化推進計画（案）」につきまして御説明をさせていただきます。

先ほど、令和6年度予算ですとか教育ビジョンの報告などにおきましても、デジタルを活用した学びについて御説明があったかと思います。これからの時代を生きる子供たちは、社会の変化を柔軟に受け止めて主体的に学び続けるということが求められてまいります。こうした中で、教育のデジタルトランスフォーメーションを推進しまして、学び方・教え方・働き方の改革をしていくことが必要でありまして、デジタル関連施策を盛り込んだ東京都学校教育情報化推進計画というものを策定しまして、学校教育の情報化を一層加速してまいりたいと思っております。

計画は2章構成としていまして、第1章は総論、第2章、次のページにありますけれども、基本的な方針と施策の方向性を記載しています。

まず、総論についてです。本計画の位置付けですけれども、学校教育情報化推進法という国の法律がありますが、これら国の計画などを踏まえまして策定しまして、東京都教育ビジョンの分野別の計画と位置付けさせていただきたいと考えています。

計画の期間は、令和6年度から10年度までとしまして、3年後をめどに見直しを行いたいと考えています。

また、対象は都立学校としますが、一部、区市町村教育委員会との連携などにつきましても記載をしております。

学校教育の情報化を通じて目指す姿としまして、「すべての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ～デジタルの力を活かして、一人ひとりの力を伸ばしていく～」としています。そのために、教員の知見とデジタルの力を組み合わせて、学び方・教え方を改革し、学びの転換を図ってまいります。

また、教員の働き方改革を進めて、子供たち一人ひとりに向き合い、きめ細やかな指導を充実させるとともに、技術革新などを踏まえたよりよいICT環境や推進体制の構築を図ってまいりたいと思っております。

次のページです。第2章におきましては、ICTを活用した児童・生徒の資質・能力の育成、教職員の指導力向上と人材の確保、環境の整備、校務の改善の四つの柱ご

とに、今後、学校教育の情報化を推進していく上での基本的な方針と施策の方向性などをまとめています。

計画の詳細につきましては、本日配付しています文案を御覧いただきたいと思いません。

本案につきましては、2月1日から3月1日までパブリックコメントを実施します。その後、頂いた意見を踏まえまして、今年度中に計画を策定・公表する予定です。

説明は以上です。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見ありましたらお願いします。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 この情報化推進計画は、これからの子供たちにとってとても大事で、東京都が是非トップを切ってというか、推進して行っていただきたいと思いません。

ただ、その反面、デジタルだけでは学べないこともあると思うのです。ですから、それも推進していくとともに、デジタル以外での学びというところにも視点を置きつつ進めて行っていただきたいと思いません。

【教育長】 ありがとうございます。

高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 ありがとうございます。私は、先ほどの教育ビジョンをよりよく支えるために、こういった学校教育の情報化の計画があると認識しています。そういった中で、もともとの大綱の方にある言葉でしょうか、「自ら伸び、育つ」という言葉に私はすごく重みを感じています。こういったことをどう伝えるのかということも先ほどから話題だと思っています。伝えるという、その考え方で私は間違いないと思うのですが、先生方や関係者にこのことを伝えるとあまり考え過ぎると、自ら伸び、育つということから考えれば、これは子供向けへのメッセージとして書いてあるわけですが、関係者にも自らこういうことを感じていただかないと、裏を返せば子供たちにも、自ら伸び、育つ、そういったようにはならないと思いませんと、この伝え方というのは僕は非常に難しいと考えています。

最近、学校を様々訪問してつくづく感じるのですけれども、このような計画や

ビジョンよりも、従来からやっていた業務の推進の仕方とか授業の仕方が優先されるのだなど。つまり、これまでの授業の仕方、業務の仕方に、こういう計画やビジョンをいかに上乘せするかという考え方が非常にあって、そうするとどんどん業務が増えていって、すごくまた仕事が増えた感が強い訳だと思います。

そうやってくると、この自ら伸び、育つということが、職員の中にも、子供の中にも、私は伸び、育ちにくいと思いますので、何か伸び、育つという部分から、しっかりそれぞれの関係者がこのことを受け止めて真剣に考えられるような伝え方ができないものかななんて思っています。

少しビジョンの方と関係してしまうかもしれませんが、全部つながっていることだと思いますので、是非そういうのを、このデジタルの力、今までは紙で通知するしかなかった部分を、自ら伸び、育つという観点から、デジタルで関係者に伝えていくということがいろいろな面からもいいのではないかと思っています。

私からは以上です。

【教育長】       ありがとうございます。

事務局、いかがですか。

【企画調整担当部長】       ありがとうございました。おっしゃるとおりです。今回、来年度の予算にも、これからはデジタルを活用した教員の教え方の見直しといいますか、改革というか、そういったことも研究をこれからも進めていきたいと思っていますので、単に端末を導入すれば、それで終わりということではなくて、そもそも教え方自体を改革しまして、よりよい学びをしていけるように努めていきたいと思っています。

【教育長】       ほかはいかがでしょう。

御発言ありませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。ありがとうございます。

#### (4) 教員確保策の充実について

【教育長】       次に、報告事項(4)「教員確保策の充実について」の説明を、人事

部長、お願いします。

【人事部長】 それでは、教員確保策の充実について御説明をさせていただきます。

上段、現状・課題です。左側、採用選考の状況です。令和6年度採用では、全校種を合わせた受験者数全体では12年ぶりに増加しましたが、特に小学校では必要数の増加もあり、倍率が1.1%と厳しい状況でした。背景には、近年の大量採用により、教員を目指す既卒者層が大幅に減少していることがあります。受験者数の確保には、新卒の学生の一層の受験促進と併せて、社会人や地域人材等、新たな層の掘り起こしが必要となっています。

右側、休職等の状況につきましては、現職教員の精神疾患による休職率や新規採用教員の離職率などが増加傾向にあります。

これらの現状を踏まえました令和6年度の主な取組です。赤のマークがあります新規・拡充を中心に御説明をさせていただきます。

まず、応募人員の増加策です。

キャリア採用につきましては、教員経験者を採用時に主任教諭として任用する制度を新設し、即戦力となる中堅教員を確保してまいります。

高大連携による教員養成プログラムにつきましては、現在の1校から3校に拡充をします。

右側、TOKYO教育F e s t a !をはじめとする採用関連イベントにつきましては、多様な層に安心して教員を志望いただくため、引き続き丁寧な情報発信と着任前のフォローを行ってまいります。

次ページに参りまして、教員支援体制の充実です。

アウトリーチ型相談事業につきましては、臨床心理士等が学校を訪問してその学校の全教職員と行う面談を、小・中学校については61地区に拡大するほか、都立学校にも拡大を予定しています。また、対象者別では、小学校の新規採用教員等に加え、採用後、ほかの区市町村へ初めて異動する者等にも拡大する予定です。「先生たちのほっとライン」と併せまして、積極的な活用に向け、周知を図ってまいります。

右側、新規採用教員メンターにつきましては、これまでも教育委員会で御意見を頂戴していました。新たに小学校の新規採用教員が先輩教員に相談を行える仕組みを導

入し、相談役となる教員がよりよいコミュニケーション力を身に付けられるよう研修等を実施してまいります。

その下、「若手教員とのコミュニケーションの手引」、教育用語集と併せて活用することで、新規採用教員の職場定着と学校全体の人材育成力の向上を図ってまいります。

下の枠、教員の負担軽減です。先ほども予算のところでお話しさせていただきましたが、小学校高学年の教科担任制につきましては、今後5年間かけまして令和10年度までに、12学級以上の全小学校へ専科教員の加配を行う予定です。来年度は約90校での実施を予定しています。

その下、校務負担軽減のための時数軽減につきましては、小・中学校のICT担当や中学校の学年主任への時数軽減を全校に拡大する予定です。

右側、外部人材の活用につきましても、それぞれ実施規模の拡大を予定しています。特に先ほどもありましたが、丸の三つ目、小学校低学年において副担任相当の業務を行うエデュケーション・アシスタントにつきましては、全小学校に配置を拡大し、学級担任の負担軽減と教育の質の向上を図っていく予定です。

以上、御説明した事業等を通じまして教職の魅力をもっと向上するとともに、働き方改革を着実に推進し、教員の安定的な確保を図ってまいります。

説明は以上となります。

**【教育長】** ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見ありましたら、御発言をお願いします。

宮原委員、お願いします。

**【宮原委員】** 御説明ありがとうございました。非常に苦戦を強いられている教員確保に向けて、様々な施策を増やしていただいて、ありがとうございます。

特に採用された後の教員の支援というのを拡充していただいたのは今回非常によかったなと思います。教員メンターの導入ということも、是非、若手教員、新たに採用された教員が、先輩教員といっても、できるだけ年の近い教員でメンター的にコミュニケーションが取れるような形を作っていただきたいなと思います。

それから、スクール・サポート・スタッフですとかエデュケーション・アシスタン

トの配置というのは、先ほども議題で出ていますので、大変重要な施策だと思いますが、もう一つ念頭に置いていただきたいのは、こういった方たちとどのような業務分担をするかということについては、特に新規採用の教員の先生というのは、恐らくそういう形でそもそもお仕事をされてないので、どのように分担すると、その方を上手に使う自分の負担も軽減できるのかということについて伴走しながら少しずつ教えていっていただきたいなと思います。こういうアシスタントですかサポートスタッフと教員がどのような働き方をすると一番チームとしてベストな働き方ができるのかということについては、できるだけこういう働き方をするといいよということコミュニケーションできるようなものを何か検討していただければなと思いましたので、意見まで。

【教育長】 よろしいですか。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 どうもありがとうございます。本当に先生方を確保する大変な状況の中で様々な取組を考えていただいて、これをやれば効果がてきめんのようなものというのはなかなかないと思いますので、こういういろいろなものを組み合わせるしかないだろうなと思います。その中で、このキャリア採用であるとか新たな採用選考制度など、今後数年かけてその効果というか成果をしっかりと検証していただいて、他道府県でもいろいろな取組がこの辺りはありますので、その辺りとも比較しながらより効果的な採用方法というものを、その後の休職・離職率なども見ながら是非検討していただきたいなというのが一つと。

もう一つは、教育の現場だけではどうしようもない部分もある中で、もう少し踏み込んだ何か新しいアイデアも考えていけないかなと。例えば、なかなかキャリア採用でも、社会人をされていた方が企業等を辞めて先生になろうなんて思うのは難しいと思います。もう少しそういった企業間との人材交流とかで、2年か3年ぐらいの出向という形で現場に立っていただいて学校現場を知っていただいた上で判断していただくとか、もう少しそういう間口を広げて、いきなり先生になってくださいではなく、もちろん社会の力活用事業などで、そういう機会を作っているとは思いますが、もう少しそういう機会を拡充していく中で人を呼び込む仕掛け作りのようなことができ

ていくといいなと思いながら、是非この充実をよろしく願います。

【教育長】 では、人事部長、願います。

【人事部長】 ありがとうございます。社会人の呼び込みというのは非常に重要だと思っていまして、そういう意味では2年前から社会人の方に、合格した後2年間かけて免許を取っていただければいいという仕組みを採用しまして、80名程度今年も合格しております。

また、今回は資料に付けなかったのですが、チラシを作成していまして、全公立学校の掲示板とか庁内の掲示板に貼ってもらおうと思うのですが、正に今、委員に御指摘いただいたように、まず外部人材の方から入っていただいて、それから学校に慣れていただいて臨時的任用教員、あるいは時間講師、そして正規教員というステップがありますよということをPRしています。

実際に学校現場に行きますと、支援員として入っていただいていた方が、子供たちと関わる楽しさから通信課程で免許を取って、臨時的任用で産休・育休の代替に入っているというケースを実際お聞きしたりしていますので、そのような多面的な形で学校現場に入れるよということを今後ますますPRしていきたいと思っています。ありがとうございます。

【北村委員】 よろしく願います。

【教育長】 高橋委員、願います。

【高橋委員】 ありがとうございます。私も、都営地下鉄とかを見ると、臨時的任用についての広告とかを見て、すごくアピールされているなと感じています。

今、若干同じような質問をしようと思っていたことと似た答えを頂いたように思うのですが、教職の魅力化向上ということもよく言われますが、統計等を見ていくと、やはり既卒者の受験者数が減っていて教員の確保が難しいと。だから、ここの社会人の方が減ってきているこのところの、社会人や既卒者をどのようにもう少し教員に振り向いていただけるかというところが一つ観点なのかなと思っています。

一つ伺いたいのは、臨時的任用教員の研修制度というか、もちろん臨時的ですから研修にも限度があると思うのですが、たまに私、経験談のようになり申し訳ありませんけれども、卒業生とお話しすると、臨任の教員は研修が少なく、これで採用され

ると手厚い研修があるのだけれども心細いとかいう話を何年か前に聞いたことがあったりしますので、正規採用の予備群の方ですから、少しサービスをよくするという意味でも、何か施策があるのかなと思った次第です。

また、先ほどから社会人の確保で考えていくと、任用前研修というのは非常に重要ですし、ここは拡充していったらいいと思うのですが、たまに教職に復帰しようと思っても、今、GIGAスクール構想等でいきなりコンピューターが入っていて、私の今のスキルでは通用しなさそうだから、免許は持っているけれども、見送りなどという言葉を開いたりすると、社会人の方、あるいは僕はたまにスポーツ選手にお目にかかるのと、スポーツ選手とかが、最後、後進を育てる意味で学校に入りたいなどというお話を聞いた時に、学校にスムーズに入れる仕組み作りということが、今、既卒者の人数が減っているということからも重要かなと思うのですが、この辺りの臨時的任用職員の研修とか社会人に向けての研修のようなことは、どのような状況になっているのかをお聞かせいただけると幸いです。

【教育長】       では、人事部長、お願いします。

【人事部長】      御質問ありがとうございます。まず臨時的任用教員につきましては、オンラインでの簡単な研修というのを行ってはいます。それはオンデマンドで自分が見られるというようなものを行っています。ただ、我々もそこを更に強化していきたいなとは考えています。

【教育長】       教育監、お願いします。

【教育監】       どうもありがとうございます。教育監の藤井です。

まず、臨任の研修ですが、昨年度から、今、人事部長からも話がありましたように、オンデマンドとプラス、任用前の方、一緒に相談する方が職場以外にも欲しいということで、実際、研修センターと多摩教育事務所の方で集合で集めて、そこでいろいろな課題をみんなで出し合って、そこで演習形式で昨年度から始めています。

それをやることによって、いろいろな仲間といいますか知り合いもできて、そこでみんなでつらいことや解決策を共有したりということと、具体的な課題がそこで出てきますので、私たちの方でも、よりそれに合った研修をまた組み立てるというようなことで、昨年度から集合の方をやっているような状況です。



【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 新規採用教員の1年以内の離職率が増加傾向にあるというところで、ある県で、1年間は学級担任を持たせないとか、あるいは1か月は担任にならずに、ほかのベテランの先生の学級の様子を見るというようなことを取り組んだら、新規採用の人の離職がなくなったという県があったので、そういうのも情報を集めて活用するといいかと思います。

【教育長】 萩原委員、お願いします。

【萩原委員】 ありがとうございます。教育用語集の作成が新規に入っているのですが、すごく大事なことだと私も思っています。これを作成されたら、教員を育成している大学等にも情報共有をしておく、即戦力というか、大学生というか新任で入ってこられる方にとっても、ものすごく大きなことになるのではないかなと思っています。

もう一つは、新規採用職員のメンター導入、すばらしいことだと思います。ようやくスポーツ界でも、こういったことがすごく多くやられるようになってきました。ただ、先輩教員の方にメンターをやってもらうということの一つと、もう一つは、外部の利害関係のない方にお話をするという機会はすごく大事なことで、スポーツ選手になってしまうのですけれども、スポーツ選手の話を知ると、内輪の中で話ができないことがたくさんあるので、利害関係のない方にやっていただくと、できないことも話せて自分のウェルビーイングにつながったというところは実績としてあるので、そういったところももしよければ、今後考えていただけたらと思います。

【教育長】 人事部長、お願いします。

【人事部長】 ありがとうございます。教育用語集についての大学との連携、是非やりたいと思います。御提案ありがとうございます。

新規採用教員につきましては、職場での同じ世代ぐらいの先輩とのメンター制度のほか、資料2頁左上に記載の、臨床心理士と面談をするというアウトリーチ型相談事業を年2回実施し、これらを組み合わせてやっていきたいなというのと、メンター自身もストレスがたまると思うので、メンターについても全員、アウトリーチ型相談事

業を受けてもらおうかなと考えています。ありがとうございます。

【教育長】 ほかはよろしいでしょうか。

ほかに御発言ありませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。

(5) 「都立新国際高校（仮称）開校に向けた専門家会議」議論のとりまとめについて

【教育長】 続きまして、報告事項（5）「『都立新国際高校（仮称）開校に向けた専門家会議』議論のとりまとめについて」の説明を、高校改革推進担当部長、お願いします。

【高校改革推進担当部長】 それでは、新国際高校、仮称ですけれども、「開校に向けた専門家会議議論のとりまとめ」につきまして、報告をさせていただきます。

現在、港区白金に、グローバル人材育成に向けた新たな高校を設置すべく準備を進めていますが、このたび教育コンセプトの具体化に向けて専門家から成る会議を設置し、意見を聴取してまいりました。

専門家会議は令和5年7月に設置し、12月まで4回の会議を行い、この間、6名の専門家会議メンバーに加え、各回にICTの専門家や米国大使館の方などもお招きし、御意見を伺ってまいりました。その議論の取りまとめが2ページ目以降となります。

2ページ目を御覧ください。今回の議論の取りまとめは、設置理念や育成を目指す生徒像、教育活動の基本的方針、特色ある取組、教育環境の整備等から構成されています。

まず、設置理念と育成を目指す生徒像ですが、グローバル人材の育成を目標に、自分の将来を切り拓く生徒、新たな価値を創出する生徒、世界をけん引していく生徒とし、教育活動の基本的方針として、幅広く豊かな教養、論理的思考力、生涯にわたって成長し続ける意欲の三つが柱となっています。

3ページ目を御覧いただければと思います。基本的方針に基づく特色ある取組となります。具体的には、リベラル・アーツ教育の充実や多文化理解教育の充実、探究学習やSTEAM教育の充実、社会参加活動等の充実などが挙げられていまして、更に

国際色豊かな教育環境や海外大学への進学支援、次ページ、4ページとなりますが、立地特性も踏まえ、インターナショナルスクール等との連携も挙げられています。

さらに、こうした特色ある取組を実現するため、教育環境の整備についても御意見を頂いております。教員確保、学外関係機関との積極的な連携などが必要とされており、最後に、この新国際高校の取組を都立高校全体へ波及させていくことが重要との御意見を頂きました。

以上が専門家会議の議論の取りまとめとなります。今後、この議論の取りまとめを基に都民の皆様からも広く意見を聴取し、グローバル人材育成に向けた新たな高校の教育コンセプト等をまとめるなど、開校に向けた準備を着実に進めてまいりたいと考えています。

説明は以上となります。

**【教育長】** ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見ありましたらお願いします。

北村委員、お願いします。

**【北村委員】** 御説明、どうもありがとうございます。成功というのはどういう尺度で測るのかというのはあるかと思うのですが、個人的に見ていても、また多くの方から御意見を伺っても、今の国際高校が非常にすばらしい学校に育ってきているというのをすごく感じています。新たな国際高校を作るに当たって、同じ学校を作ってもということで、その中でこの新しい国際高校は、必ずしも帰国子女であるとか国際的な体験を積んできた子たちではなく、東京で生まれ育って、ただ将来、グローバルに活躍したいと願っている子たちを後押しするような、応援するような高校にしていだきたいと思っておりましたが、それが今回の御議論の中でも反映されているなど感じていますので、非常に心強い方向性に向かっているなということを個人的に強く感じています。

例えばカリキュラムにしても、今の国際高校にはIBのプログラムがあったりしますが、必ずしもそういったIBとかケンブリッジ方式のような国際的なカリキュラムではなく、学習指導要領の中で教育をしながらも、そこでしっかりと国際的な視野を身に付けられるような教育の在り方というのを考える、これはすごく大事なこ

とだと思います。国際というと、すぐにではIBとかをやればいいのかという話になりますけれども、そもそも学習指導要領というしっかりとしたカリキュラムがあるわけで、それをいかに活用していくのかというのが本来大事なことだと思いますので、この学校ではそういった方向で新しい取組をどんどんしていただけるのではないかなと期待しています。

その意味で、最後におっしゃられたように、ほかの都立高校でも、全く同じことができるわけではありませんけれども、これならうちの学校ではできるなというような取組や実践を是非ここから発信していただいて、東京全体の都立高校の国際的な教育の充実、そういったところにも資するような学校にしていきたいということで、まだもう少し時間がありますので、入試制度等を是非しっかりと御検討いただいて、楽しみにしていますという少しコメントですけれども、頑張っていたきたいなというコメントをさせていただきます。よろしくをお願いします。

【教育長】       ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

宮原委員、お願いします。

【宮原委員】       専門家会議の御意見を頂きまして、もともと、今、北村委員もおっしゃいましたけれども、普通に東京で生まれ育って中学校を卒業した子供たちで、そういった意図がある子供たちをできるだけ受け入れてグローバルの人材への道の一つにしていきたいということでしたので、そういった形に沿ってまとめていただいたなと思います。

育成を目指す生徒像というのは書いてありますけれども、私の質問は、それをどのように選考するべきであるというようなことについては、何か専門家の先生方から御意見があったのかなと。どういう生徒を選考していったって、選考基準はどのようにしていくべきかのような御意見がもしあったら、教えていただきたいなと思います。

【高校改革推進担当部長】       入学選抜と申しますか、対象となる生徒は、私どもとしましては、まず都内の普通の公立中学校の卒業生を基本的に受け入れられる学校ということを前提に先生方からお話を伺っています。

加えまして、専門家の委員の方からは、学校の環境自体が国際色豊かな教育環境を

用意していくことも非常に有用であると。すなわち、日本人の日本語を母語とする生徒だけではなくて、多国籍ないろいろな言語を持っている方々が、その学内もそうですし、外部のインターナショナルスクールなどと連携する中で、そういった生徒ともに常に共存できるような学習環境が重要であると、こういった御意見も頂きました。

具体的な入学選抜につきまして、こうすべしという御議論は今回の専門家会議ではありませんが、そうした御意見を踏まえながら、今後具体的にどのような入学選抜をしていくのかという点について検討してまいりたいと思っています。

【宮原委員】 ありがとうございます。どういう形で選考していくかということも特色を出す一つの大きなことだと思いますので、是非御意見を参考にしていただいて、新しい高校としての選考基準を御検討いただければと思います。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 グローバルな人材を育成していくということで、オリパラのレガシーで、障害があっても国際的に活躍していらっしゃる方もいますので、インクルージョンの視点からも受け入れていけるようにハード面から整えていただきたいと思えます。

【高校改革推進担当部長】 そういった形で、具体的なハードの整備は、今、これからですけれども、共有しながらやってまいりたいと考えています。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

御発言ありませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。

#### (6) 都立学校における自転車通学時のヘルメットの着用について

【教育長】 続きまして、報告事項(6)「都立学校における自転車通学時のヘルメットの着用について」の説明を、指導部長、お願いします。

【指導部長】 それでは、都立学校におけます自転車通学時のヘルメットの着用について、説明をします。

これまで、自転車を利用する全ての人を守るべきルールとして、自転車安全利用五

則や条例、道路交通法の一部改正など、様々な施行を踏まえまして、各学校では交通安全教育の充実に取り組んでいるところです。

都立学校における現状としましては、約45%が自転車通学をしているという状況です。そういった中で、特に登校時等の事故も増加傾向にあるということです。引き続き、こうした安全利用に係る指導、特にヘルメットの着用ということを推進することが必要と考えています。

次のスライドを御覧ください。これまで全ての都立学校において、いわゆるスクエア・ストレイト——実地で事故の場면을再現する、そういった警察との連携での授業です——、あるいは交通安全教室を実施するなどとともに、都が作成したヘルメット着用の推進動画を活用した指導等を実施してまいりました。

また、右側に写真が三つ出ていますが、各学校ではいろいろな取組をしまして、例えば生徒会による啓発活動を行っている学校、それから部活動が率先してかぶってお手本として活動していると、あるいはかぶってきているような優秀な生徒を表彰するというような学校があります。

こうした形で、様々、ヘルメット着用推進を行ってきたところですが、今後、このヘルメットの着用を更に推進していくために、令和6年度から、下段になりますが、都教育委員会の方針としまして、生徒の命を守るために、まずは自転車で通学する際は必ずヘルメットを着用することを求めることとしました。各学校では、生徒の自転車通学に関する許可や届出に、登下校時の自転車乗用ヘルメットの着用を条件や必須項目に加えることとしたいと考えています。

そこで、次のスライドですが、生徒や保護者に対して私どもからいわゆるチラシを、真ん中の矢印を押すと動画になっていまして、命を守るために来年度、令和6年度からヘルメットを着用してくださいといったメッセージを送る工夫などして現在徹底を図っています。特に来年度入学する1年生に関しては、早期の時期、中学校の段階から周知をしたり、あるいは新入生の保護者会でもしっかりとお話をし、まずはそこから徹底していくということで、当然、登下校以外の時間もかぶってもらい、ひいては小・中学生も含めて子供たちが自然にかぶるのが当たり前というような環境を整えていきたいと考えているところです。

説明は以上です。

【教育長】 ただいまの説明に対して、宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 もちろん、これは賛成ですけれども、幾つか教えていただきたいのですが、都立高校生の約45%が自転車通学で、自転車事故が増加傾向というのは、具体的に何か数字があれば教えていただきたいのと、確かに努力義務ですが、この45%の自転車通学の方のヘルメットの着用率というのは御覧になったことがあるのかなどいうのを二つお願いします。

【指導部長】 まず、事故の現状ですが、大きい事故、小さい事故様々、命に関わるような事故というのは近年は幸い生じていませんが、病院に救急搬送されるような事故が例年複数件起きているというような状況があります。

また、着用率ですが、11月末時点での着用率が5.5%ということで、相当低い状況であり、これは大きな課題であると捉えています。

【宮原委員】 そうですね。ですので、着用してくださいというのは大変理にかなっていると思います。

一方で、ヘルメットを購入しないといけないということについて、特に経済的に非常に厳しい御家庭に支援があるのか、それとも何かそこら辺は御検討していることがあるのでしょうか。

【指導部長】 条例、法律とも保護者の努力義務という範囲になっていまして、当然購入していただくという前提での規則になっています。

そこで、東京都としましては、それぞれ自治体で補助をしているものに対し、都が2分の1補助するというような制度がありますので、それらを是非活用していただきたいということで、案内には二次元コードを付けていまして、各区市の補助額等を示しています。今、そういったものを活用していただきながら、是非購入してくださいという呼び掛けをしているところです。

【宮原委員】 ありがとうございます。

【教育長】 北村委員、お願いします。

【北村委員】 どうもありがとうございます。これは少し遅かったぐらいで、本当に大事な取組を、でもこのタイミングでやっていただけることは大事だなと思ってい

まして。個人的にも、この十数年ぐらい、交通安全教育に少し関わっているのですが、そもそも最後に部長がおっしゃっていたように、これはヘルメットだけの問題ではなくて、学校教育の中で交通安全教育というのがきちんと行われてこなかったという反省をすべきことではないかなと感じています。警察と連携した交通安全教室等はやっていますけれども、それはあくまでアドホックにやっているだけで、体系立てて例えば安全について考えるというような教育をやってきていません。一応、それはやりましょうという、それこそ努力目標のようなところはありますけれども、安全教育は交通だけではなく、生活安全、災害安全を含めて自分の身を守るという意味での安全教育をですね。

前に調査をして、子供たちや先生たちに2,000人ずつぐらいアンケートを採った時に、交通安全が安全に関する一番身近な問題なので、そこから防犯、生活安全、そして災害、日常から非日常にだんだん安全の意識が高まっていくという、そういうことが見えたりするので、交通安全教育は交通の問題だけではなくて、自らの命を守る、それは実は非日常的な防犯、生活安全の問題とか、災害に対する安全とか、全部つながっているのだということが大事です。十数年前ですけれども、高校生の子が看護師さんを自転車でひいてしまって1億近い賠償金を出すというのを、それまで保護者が払うという形だったのを、本人が一生かけてでも払いなさいという判決が出て、それ以降、未成年者であっても自分たちの責任で、高校生であったら、それはあなたたちが責任を取って償っていくことなんですよという判決が出ているわけです。

こういったことを高校生たちが知らずに、自転車で簡単に歩道を走ったりとか、本来は歩道は走ってはいけないわけですが、日本の場合は道路事情の問題もあって歩道を走ってしまいますが、歩道は本来、高齢者あるいは幼児を連れた場合のみで、通常の場合は非常事態だけ走っていいわけですが、そんなことを知っている高校生もほとんどいなかったりします。

そういうことを含めて、このヘルメットを入り口にしながら、交通安全教育は今まであまりに学校教育の中で軽んじられてきたかなという気がしますので、是非そこら辺も今後考えていただけるとありがたいなというお願いです。

【教育長】 指導部長、お願いします。



【指導部長】 大変大事な御指摘ですので、重く受け止めてしっかりと進めたいと考えています。

【教育長】 ほかはよろしいでしょうか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 生徒はもちろんですが、学校の先生たちも最寄りの駅から学校まで自転車を使われていらっしゃると思うので、生徒たちも見ていますので、教員の方もヘルメットを進めていただきたいと思います。

【指導部長】 率先垂範という言葉がありますが、教員の方にも同じようにメッセージを送っていきまして、まずは教員からと今呼び掛けています。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

御発言ありませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。ありがとうございます。

#### (7) 第12期東京都生涯学習審議会建議について

～地域・社会とともにある都立学校を目指して～都立学校公開講座の在り方を中心に～

【教育長】 次に、報告事項(7)「第12期東京都生涯学習審議会建議について～地域・社会とともにある都立学校を目指して～都立学校公開講座の在り方を中心に～」の説明を、地域教育支援部長、お願いします。

【地域教育支援部長】 第12期東京都生涯学習審議会の建議について、御説明をさせていただきます。

東京都生涯学習審議会ですが、これは国の法律及び都の条例に基づく都の附属機関となっています。

今期、第12期ということでやってまいりましたが、令和4年1月の都教育委員会決定により設置しまして、これまで17回にわたり審議を行ってまいりました。本日は、その議論の取りまとめを建議として審議会の方から御報告いただきましたので、こちらの教育委員会の方に報告をさせていただきます。

右側の方を御覧ください。今回の建議ですが、「地域・社会とともにある都立学校を目指して」と題し、都立学校公開講座の在り方を中心にまとめられています。

これまで都教育委員会では開かれた学校作りを目指しまして、昭和58年から都立学校公開講座、これは生涯学習の機会を提供するために学校の方で公開講座を実施して開放するという取組になります。これを全ての都立学校で実施してまいりました。しかしながら、生涯学習になりますので、学校教育上支障のない限りという考え方もあり、地域の拠点としての可能性も限定的なものとして捉えられてきています。また、公開講座を行う際、教職員に多大な負担が掛かるということも課題としてあるところになっています。

一方では、「地域とともにある学校」への期待も高まっています、平成27年の中教審答申では、全ての学校は、「コミュニティ・スクール化」といって、学校運営協議会という学校の運営に地域が参画する会議体を設置している学校になるのですが、こういった学校に全ての学校が取り組むこと。また、令和4年、文科省から出されています研究報告書の方では、学校と地域や社会が連携・協働して、創造的な活動を企画・立案、交流する「共創空間」を学校に生み出すということなどが提言されてきているところです。

これらを踏まえまして、審議会の方では、学校の地域拠点性ということに注目して、公開講座の在り方を中心に検討されました。

次のページを御覧ください。今回、都立学校開放事業の在り方を考える上では、東京都にあります「未来の東京」戦略、また社会に開かれた教育課程、またもう一つ、学校の働き方改革の三つの視点を踏まえるとともに、地域・社会のクロスセクター、多様な学びの体験、地域の人たちとの対話という都立学校に期待される三つの役割を整理し、検討を行っています。

その上で、公開講座の在り方として、新たに三つの新しい形に整理をしました。こちらが下の部分の方になります。

まず、一つ目ですけれども、これは学校企画型といまして、従来からこのような形で学校が主になってやってくるものになります。学校が自らの目的を持って、主体的に企画・実施するという取組になります。

次に、こちらは新しく加わったものになりますが、教育活動発展型。こちらは企業・NPO等が講座を実施するとともに、各団体等が学校教育の支援にも取り組むことが可能となる形となっています。

また、三つ目の取組として、都民の多様な学び合い支援型。これは「未来の東京」戦略など都政の課題も踏まえた上で、知事部局等と連携し、都教育委員会が実施することを想定して考えられた形となっています。

これらの新たな形の提案がありまして、令和5年度につきましては、この三つ目にありました都民の多様な学び合い支援型における取組としまして、都教育委員会で行った事例がありますので、少し御紹介させていただきます。

こちらは、東京都子ども未来アクションにおける取組の位置付けで行ったものになります。二つの特別支援学校の校庭を利用しまして、移動式「冒険遊び場」を設置しました。NPO法人に御協力をいただいて、一緒に取り組んだものになります。こちらは二つの学校で計10回、合計で約1,900人ほどの方に御参加いただいて、この遊び場が催されました。

特別支援学校の校庭をお借りしたのですけれども、近隣の小学校ですとか、保育園ですとか、そういったお子さんたちもいらっしやいまして、もちろん特別支援学校のお子さんたちも参加しまして、この場がすごくインクルーシブな遊び場となって実施された事例です。

令和5年度、このような実践的な取組をしまして、審議会の方でもこのような取組を踏まえまして、今後の展開としましては、都立学校を利用し、外国にルーツのある人々への学びと、都の施策として、こういった遊び場だけではなく、必要な施策を連携して取り組んでいく必要があるということが提言されているところになります。

都教育委員会の方では、今回の提言を受けて、都立学校においても地域とともにある学校ということを目指した取組を進めて検討を行ってまいりたいと思います。

建議の全文は別添で付けていますが、概要ということで簡単に御説明させていただきました。

以上となります。

【教育長】 では、ただいまの御説明に対しまして、御質問、御意見ありましたら

お願いします。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 ありがとうございます。地域に開かれた学校とか、地域とともにある学校という、そこを実現していく中で、特に最後の方で少し外国にルーツのある生徒さんだけではなく、家族も含めてとか、そういった取組は本当に大事なと思いますし、例として挙げていただいた障害のある子供たちと一緒に遊ぶような場作りとか、単に生涯学習だけではなく、いろいろな意味の学びの場になるというのはすばらしいことだと思いつつ伺っていたのですけれども。

1点だけ質問があるのですが、教育活動発展型といったときに、既に公民館等の社会教育施設でも様々な教育の場が設けられて市民講座等があるわけですが、そことの違いというか、デマケーションというか、なぜこれは都立学校でやらなければいけないのか、そういった公民館等で既にやられていることとの違いはどこに出てくるのかということをお伺いしたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【地域教育支援部長】 ありがとうございます。確かに公民館等、市民に身近な場でやられているものは既にありますので、そういったものをまず市町村等でより身近に住民の方たちが望む講座をやっていくというものですけれども、こちらの教育活動発展型というのは、今回、都立学校でということですので、ターゲットに当てているところは主に児童・生徒、青少年というところになっていまして、実は、今回事例では御紹介しなかったのですけれども、今回、総合学科の高校の方で社会人基礎力向上事業というのをやっています、それは授業の中でNPOとか企業に入っていていただいて実施した取組になります。それをより発展させて、それを例えば授業の中だけではなくて、土曜日とか、日曜日とか、放課後とか、学校の開いている時に、そういったNPO、企業に入っていていただきながら主体的にやっていただく、そこに主体的に生徒に参加していただいて、基礎力、社会人として成長していけるような力を付けていくというようなところをここでは目指したいと。それが地域の生涯学習との違いかと考えているところです。

【北村委員】 よく分かりました。ありがとうございます。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 生涯学習と言えないかもしれませんが、日本小児神経学会は、特別支援学校が災害の拠点のような避難場所にならないかということを提案しています。障害のある子供たちが災害の時にどうしたらいいかというのを学べるのではないかなと思います。また、障害があってもなくても、地域の特別支援学校を活用することは、災害対策の時の学びに役立つのではないかなと思いました。

【地域教育支援部長】 ありがとうございます。都立学校の間を使っていくことで、そういったテーマを提供してくださる団体と連携して、そういったことを対象の方たちに講座として実施していくことは可能ですし、必要な方たちに聞いていただいて実際の活動ができるようにしていくといった取組も都の施策としても必要なことかと感じますので、今回のこの取組の中で少し検討させていただければと思います。ありがとうございます。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

ほかに御発言ありませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。ありがとうございます。

## 参 考 日 程

### (1) 教育委員会定例会の開催

2月15日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 続きまして、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会ですけれども、日程等の都合によりまして、2月の第2木曜日ではなく、2月第3木曜日となります。2月15日午前10時より、教育委員会室にて開催させていただければと思います。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、次回の定例会につきましては、2月15日の午前10時から開催としたいと思いますが、よろしいでしょうか。——〈異議なし〉——それでは、次回の定例会は2月15日午前10時からとなりますので、お

間違いのありませんようにお願いします。

日程そのほか、何かありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午前11時17分)